【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成25年1月29日提出

【発行者名】 野村アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 CEO兼執行役会長兼社長 岩 崎 俊 博

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目12番1号

【事務連絡者氏名】 松井 秀仁

連絡場所 東京都中央区日本橋一丁目12番1号

【電話番号】 03-3241-9511

【届出の対象とした募集内国 野村インド債券ファンド(毎月分配型)

投資信託受益証券に係るファ

ンドの名称】

【届出の対象とした募集内国 継続募集額(平成25年1月30日から平成26年2月6日まで)

投資信託受益証券の金額】 5,000億円を上限とします。

*なお、継続申込期間(以下「申込期間」といいます。)は、上記期間満了

前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

野村インド債券ファンド(毎月分配型) (以下、「ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。) なお、当初元本は1口当り1円です。

信用格付

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

5,000億円を上限とします。

(4) 【発行(売出)価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額 とします。

なお、午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務 手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル) <受付時間> 営業日の午前9時~午後5時 インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

(5) 【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.15%(税抜3.0%)以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

(6) 【申込単位】

1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円)または1万円以上1円単位

(7) 【申込期間】

平成25年1月30日から平成26年2月6日まで

*申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル) <受付時間> 営業日の午前9時~午後5時 インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

(9) 【払込期日】

販売会社の定める期日までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、野村信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照 会先までお問い合わせ下さい。

> 野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル) <受付時間> 営業日の午前9時~午後5時 インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

申込みの方法

受益権の取得申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

購入、換金の各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

取得申込みの受付けの中止、既に受付けた取得申込みの受付けの取り消し

金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日 (「申込不可日」といいます。)には、原則として取得および換金の申込みができません。

申込日当日が、以下のいずれかの休業日と同日の場合または12月24日である場合

- ・ムンバイの銀行
- ・シンガポールの銀行
- ・ニューヨークの銀行
- ・ルクセンブルグの銀行
- ・ボンベイ証券取引所
- ・インドのナショナル証券取引所

申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度(「振替制度」と称する場合があります。)とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

インドルピー建ての公社債等への投資効果を追求する投資信託証券 を主要投資対象とし、インカムゲインの確保と信託財産の成長を目標に運用を行ないます。

インドルピー建ての公社債等を実質的な主要投資対象とする投資信託証券のほか、米ドル建 ての公社債等を実質的な主要投資対象とし、為替予約取引等を活用してインドルピーへの投 資効果を追求する投資信託証券を含みます。

信託金の限度額

ファンドの信託金限度額は、2,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の 通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(野村インド債券ファンド(毎月分配型))

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国内	株式債券
	海外	不動産投信
追 加 型	内外	その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般				
大型株	年2回			
中小型株	/	日本		
し 債券	年4回	北米	 ファミリーファント゛	あり
一般	年6回	10/1	77:9-77/1	()
公債	(隔月)	区欠州		
社債	(110/3)	-22711		
その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性	(毎月)			
()		オセアニア		
了新 文 机 <i>佳</i>	日々	⇔ ±√	¬_\. ` +¬` ¬_\.¬`	<i>+</i> >1
不動産投信	その他	中南米	ファント゛・オフ゛・ファンス゛	なし
その他資産	()	アフリカ		
(投資信託証券		, , , , , ,		
(債券 一般))		中近東		
		(中東)		
資産複合				
		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産 (債券)とが異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 http://www.toushin.or.jp/

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(平成22年7月1日現在)

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

「投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

(1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動 産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載がある ものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から (3) に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記 して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

「独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な 仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類におい て「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小 分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分表定義 >

「投資対象資産による属性区分]

株式

- (1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。 なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

「投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ 投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は 為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。
- 「インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分1
 - (1)日経225
 - (2)TOPIX
 - (3)その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

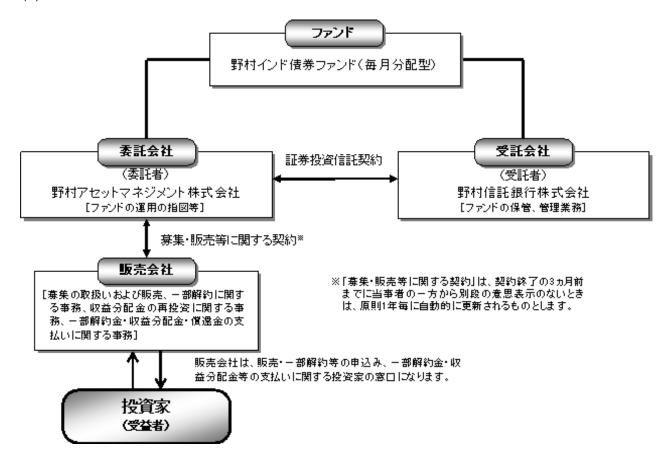
「特殊型]

- (1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型 / 絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

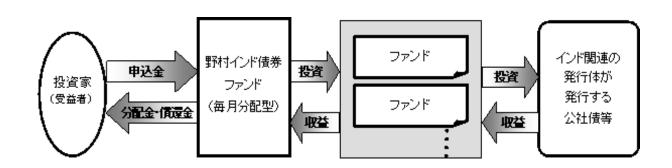
平成23年11月30日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



ファンド・オブ・ファンズ方式について

ファンドは複数の投資信託(ファンド)を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



ファンドが主要投資対象とする各証券投資信託の運用の方針等については、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (参考)投資対象とする投資信託証券について」をご参照ください。ファンドは、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資をする場合があります。

委託会社の概況

委託会社

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

平成24年12月末現在、17,180百万円

・本店の所在の場所 東京都中央区日本橋一丁目12番1号

・資本金の額

・会社の沿革

昭和34年(1959年)12月1日 野村證券投資信託委託株式会社として設立

平成9年(1997年)10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村

アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

平成12年(2000年)11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

平成15年(2003年)6月27日 委員会等設置会社へ移行

・大株主の状況(平成24年12月末現在)

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

インド関連の発行体 が発行する公社債等を実質的な投資対象とする投資信託証券を複数選定し、投資を行ないます。

インド関連の発行体とは、インド政府、インドの企業、およびその子会社や関連会社、金融子会社等、ならびに、事業を通じてインドと関連があると投資対象とする投資信託証券の運用会社が判断する発行体(アジア開発銀行、国際復興開発銀行等の国際機関を含みます。)のことを指します。

投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。

投資信託証券への投資にあたっては、以下に示す投資信託証券の一部もしくは全てに投資を行な うことを基本とします。投資する投資信託証券は、投資対象市場の動向等を勘案して適宜見直し を行ないます。この際、既投資の投資信託証券が投資対象から外れたり、新たな投資信託証券を投 資対象に追加する場合があります。

投資対象とする投資信託証券(2013年1月29日現在)

インド現地通貨建債券マザーファンド

ノムラ・インディアン・ボンド・ファンド - クラスINR

外国機関投資家がインドの債券市場においてインドルピー建ての公社債に投資を行なうにあたって は、投資ライセンスを取得する必要があることに加え、一部の公社債を除き、投資に先立って投資可能 枠の取得が必要となります。インドルピー建ての公社債の実際の組入れは、資金動向、市況動向、投資 環境、投資可能枠の取得状況等によります。

投資対象とする各投資信託証券の投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびにファンドの資金動向等を勘案のうえ決定します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

インドルピー建ての公社債等への投資効果を追求する投資信託証券 を主要投資対象とします。 なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合が あります。

インドルピー建ての公社債等を実質的な主要投資対象とする投資信託証券のほか、米ドル建ての公社債等 を実質的な主要投資対象とし、為替予約取引等を活用してインドルピーへの投資効果を追求する投資信託 証券を含みます。

デリバティブの直接利用は行ないません。

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産 (本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に 掲げるものとします。

1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ.有価証券

- 口.約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
- 八. 金銭債権(イ及び口に掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、別に定める投資信託証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- 4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記「有価証券の指図範囲」に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(上記「有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形

(参考)投資対象とする投資信託証券について

以下はファンドが投資を行なう投資信託証券の投資方針、関係法人、信託報酬等について、平成25年1月29日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです(個別に時点の記載がある場合を除きます。)。

今後、投資対象とする投資信託証券の各委託会社(運用会社)の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した投資信託証券は上記日付現在のものであり、今後、投資対象から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに追加となる場合等があります。

インド現地通貨建債券マザーファンド

(A)ファンドの特色

ファンドは、インドルピー建ての公社債等を主要投資対象とし、インカムゲインの確保と信託財産の成長を目標に運用を行ないます。

(B)信託期間

無期限(平成23年11月30日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメント シンガポール リミテッド

(D)管理報酬等

委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。なお、ファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、当ファンドを投資

対象とするファンドの信託報酬の中の委託者が受ける報酬から支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

インド関連の発行体が発行するインドルピー建ての公社債等(国債、ソブリン債(含む国際機関債)、準ソブリン債、社債等)

インド政府、インドの企業、およびその子会社や関連会社、金融子会社等、ならびに、事業を通じてインドと関連があると委託会社が判断する発行体(アジア開発銀行、国際復興開発銀行等の国際機関を含みます。)のことを指します。

(2)投資態度

投資する公社債は、主として、インドの国債、ソブリン債、準ソブリン債、取得時においてB格相当以上の格付を有している公社債等および取得時において委託者がそれと同等の信用度を有すると判断した公社債等とします。

* 当初設定から当面は、投資ライセンス取得および投資枠取得のための手続に時間を要するため、短期金融商品等への投資が中心となります。なお、投資ライセンス取得後は、インドルピー建ての公社債への投資を順次開始します。(ただし、実際の組入れは、資金動向、市況動向、投資環境、投資可能枠の取得状況等によります。)

B格相当未満の格付を有している公社債および格付が付与されていない公社債への 投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の20%以内とします。ただし、国債、ソ ブリン債、準ソブリン債については、この限りではありません。

同一発行体の発行する公社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以内とします。ただし、国債、ソブリン債、準ソブリン債については、この限りではありません。

ポートフォリオのデュレーションは、原則として3~8年程度の範囲内に維持することを基本とします。ただし、当初設定から当面はこの限りではありません。また、投資環境、資金動向、市況動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲外となる場合があります。

ノムラ・アセット・マネジメントシンガポールリミテッド(NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED)に当ファンドの公社債等(含む短期金融商品)の運用に関する権限の一部を委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)を行使したものおよび社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

ノムラ・インディアン・ボンド・ファンド - クラスINR

(ケイマン諸島籍円建外国投資信託)

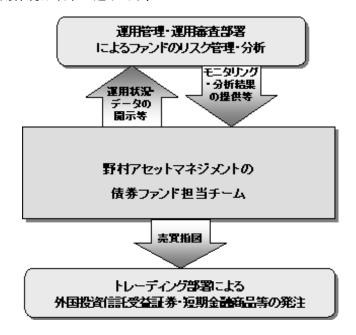
(プロペン 明西和1)を	· I Husses (Mixe)
<運用の基本方針> 	
主要投資対象	インド関連の発行体 が発行する米ドル建ての公社債等(国債、ソブリン債(含む国際機関債)、準ソブリン債、社債等)
	(償還金額等がインドの債券や債券指数の価格に連動する効果を有するリンク債にも投資を行なう場合があります。)
	インド政府、インドの企業、およびその子会社や関連会社、金融子会社等、ならびに、事業 を通じてインドと関連があると投資顧問会社が判断する発行体(アジア開発銀行、国 際復興開発銀行等の国際機関を含みます。)のことを指します。
投資方針	・投資する公社債は、主として、インドの国債、ソブリン債、準ソブリン債、取得時においてB格相当以上の格付を有している公社債等および取得時において投資顧問会社がそれと同等の信用度を有すると判断した公社債等とします。 ・ポートフォリオのデュレーションは、原則として3~8年程度の範囲内に維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向等によっては、一時的に上記の範囲外と
	なる場合があります。 ・米ドル建て資産について、原則として対インドルピーで為替へッジを行ないます。
主な投資制限	・ 同一発行体の発行する公社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以内とします。ただし、国債、ソブリン債、準ソブリン債については、この限りではありません。
	 B格相当未満の格付を有している公社債および格付が付与されていない公社債への 投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の20%以内とします。 ただし、国債、ソ ブリン債、準ソブリン債については、この限りではありません。 株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約 権を行使したものおよび社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割 合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。
	・ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・ デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。
収益分配方針	毎月、投資顧問会社および副投資顧問会社と協議の上、受託会社の判断により、分配を行なう方針です。
償還条項	当初設定日(平成23年12月1日)より3年経過後において、ノムラ・インディアン・ボンド・ファンド - クラスINRの純資産総額が30億円を下回った場合、受託会社は投資顧問会社よび副投資顧問会社と協議の上、当クラスを繰上償還する場合があります。
<主な関係法人>	
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメント シンガポール リミテッド
副投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
管理事務代行会社 保管銀行	ノムラ・バンク (ルクセンブルグ) エス・エー
<管理報酬等>	
	純資産総額の0.16% (年率)
申込手数料	なし
信託財産留保額	1口につき純資産価格の0.30%(当初1口=1万円)
その他の費用	信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息など。
	ファンドの設立に係る費用(3年を超えない期間にわたり償却)。

上記のほか、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

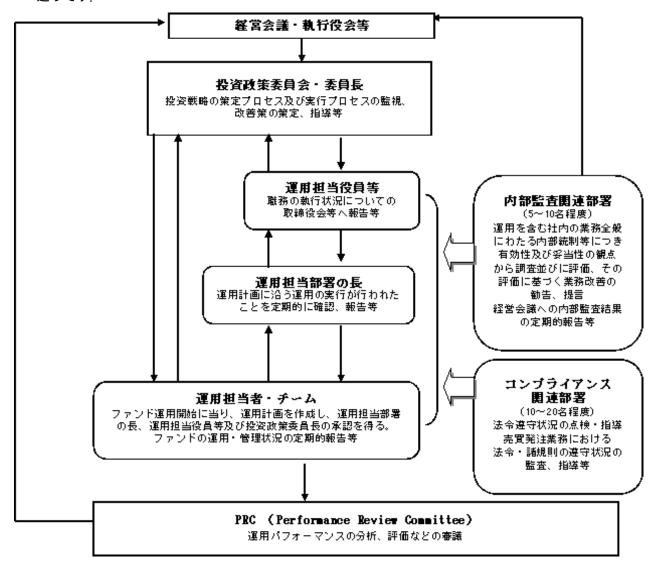
(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70(受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準)に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

ファンドの運用体制等は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、上記 の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等を中心に安定分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合や安定分配とならない場合があります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

利子・配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

*委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの決算日

原則として毎月13日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

分配金のお支払い

お客様と販売会社とのご契約によって、以下の通りとなります。

「分配金をお支払いする契約の場合 1

決算日から起算して5営業日までに支払いを開始いたします。 ¹

「分配金を再投資する契約の場合]

分配金は税引き後無手数料で再投資されます。2

- 1 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者 (当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる 受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取 得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権について は原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに 支払いを開始します。
- 2 再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

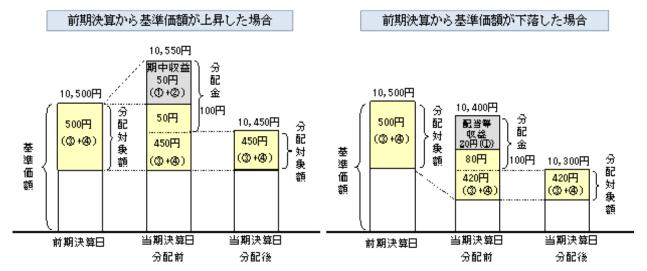
EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

分配金に関する留意点

<u>分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資</u>産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。



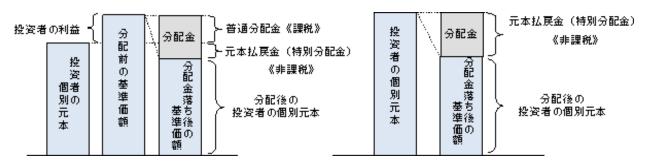
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益) を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間に おけるファンドの収益率を示唆するものではありません。
- ・<u>計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期</u> <u>決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。</u>
 - 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
- 分配対象額とは、 経費控除後の配当等収益 経費控除後の評価益を含む売買益 分配準備積立金 収益調整 金です。



投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の 一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状 況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

普通分配金・・・分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回って いる場合には分配金の全額が普通分配金となります。

元本払戻金・・・分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が (特別分配金) 元本払戻金(特別分配金)となります。



投資者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。

(注)普通分配金に対する課税については、後述の「4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限) 外貨建資産への直接投資は行ないません。

デリバティブの利用(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限) デリバティブの直接利用は行ないません。

株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限) 株式への直接投資は行ないません。

公社債の借入れ(約款第19条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、 担保の提供の指図を行なうものとします。
- ()上記()の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲 内とします。
- ()信託財産の一部解約等の事由により、上記()の借入れにかかる公社債の時価総額が信託 財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相 当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ()上記()の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ(約款第25条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う 支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含 みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的と して、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができま す。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ()収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3 【投資リスク】

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、<u>投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の</u>下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[債券価格変動リスク]

債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なうインドの債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[為替変動リスク]

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として対円での為替へッジを行ないませんので、 為替変動の影響を受けます。特にファンドが実質的な投資対象とするインドの通貨については、 先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先 進国以上に大きいものになることも想定されます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生 じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

ファンドが実質的に投資を行なうインドにおいては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。

上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。

ファンドの資金動向、市況動向等によっては、インドルピー建ての公社債への実質的な投資比率が引き下がる場合や、運用会社の判断で投資比率を引き下げる、あるいはゼロとする場合があります。

金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、ファンドが投資対象とする投資信託証券の解約または換金の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の

極端な減少等)があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入・換金の受付けを中止すること、および既に受付けた購入・換金の各受付けを取り消す場合があります。

投資を行なう外国投資信託において、為替取引により、買い建てを行なうインドルピーは、内外の 為替取引の自由化が実施されておらず、実際の現地通貨での金銭の受渡に制約があるため、ファ ンドはNDF (ノン・デリバラブル・フォワード)を用います。

NDFの取引価格の値動きと、実際の為替市場の値動きは、需給などの市況や規制等により大きく乖離する場合があり、その結果、ファンドの投資成果は、実際の為替市場や、金利市場の動向から想定されるものから大きく乖離する場合があります。なお、今後、NDFが利用できなくなった場合、ファンドの投資方針に沿った運用ができなくなる場合があります。

NDFとは、為替取引を行なう場合に利用する直物為替先渡取引の一種で、当該国の通貨を用いず、米ドルまたはその他の主要な通貨によって差金決済する取引をいいます。

インドルピー建ての公社債への投資に関する留意点

インドでは、外国人投資家がインドルピー建ての公社債に投資を行なう場合、FII(<u>F</u>oreign <u>I</u>nstitutional <u>I</u>nvestors)と呼ばれる投資ライセンスをインド当局に対して申請する必要があり、通常、当該ライセンスの取得には数ヶ月を要します。

また、ライセンス取得後に、実際にインドルピー建ての公社債に投資を行なうにあたっては、一部の銘柄を除き、不定期に行なわれる入札等による投資枠の取得が必要です。このような銘柄に投資を行なう場合、入札等の状況によっては、投資枠を取得できない、あるいは想定より少ない枠しか取得できない場合があります。また、入札等には最小入札額と最大入札額が決められているため、入札等を行なうファンドの残高状況によっては、入札等を行なえない、あるいは想定より少ない枠しか取得できない場合があります。

なお、投資枠取得のための入札等にかかる費用等は、インドルピー建ての公社債に投資を行なうファンドにおいて負担します。

インド国内で取引されるインドの公社債は、保有期間・銘柄によって異なる料率のキャピタル・ ゲイン税が売却した際に課されます。

ファンドは、投資判断に基づき、または換金などによる大量の資金流出に伴い、ファンドが保有する適用税率の高い公社債を売却する場合があります。

インドにおける税金の取り扱いについては、インドの関係法令や税率等の解釈は必ずしも安定していません。

インドルピー建て公社債への投資にあたっては、インド現地の税務アドバイザーの中から一社を 指名する必要があり、当該税務アドバイザーの指示に従って納税を行ないます。

日本の契約型投資信託からのインドルピー建て公社債への投資にあたっては、税の取扱いに関して、税務アドバイザーによって見解が異なる部分があります。

当ファンドでは、受託会社が指名した税務アドバイザーの指示により、税の取扱いを行ないます。これらの記載は、平成24年11月末時点で委託会社が確認できる情報に基づいたもので、インドの関係法令や税率等は今後変更になる場合があります。また、それに伴い、上記に記載されているリスク以外のリスクが生じる可能性があります。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

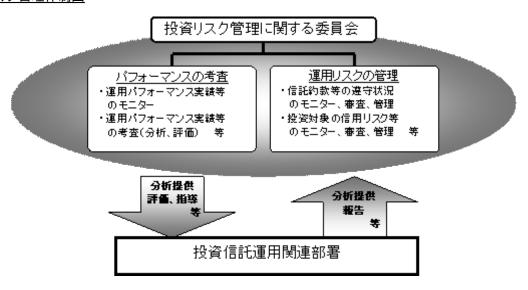
パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、審議を行ないます。

運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図



投資リスクに関する管理体制等は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があり ます。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.15%(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率)(税抜3.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

(2) 【換金(解約)手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年1.512%(税抜年1.44%)の率を乗じて得た額とします。

また、信託報酬率の配分については、次の通り(税抜)とします。

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>		
年0.70%	年0.70%	年0.04%		

ファンドの信託報酬は毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

なお、この他にファンドが投資対象とする外国投資信託に関しても信託報酬等がかかります。

(参考)ファンドが投資対象とする外国投資信託の信託報酬

外国投資信託の名称	信託報酬率(年率)
ノムラ・インディアン・ボンド・ファンド - クラスINR	0.16%

上記の他、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、3年を超えない期間にわたり償却します。なお、申込手数料はかかりません。

ファンドの信託報酬にファンドが投資対象とする外国投資信託の信託報酬を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率について、平成25年1月29日現在で想定される概算値は以下の通りです。ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況によっては、実質的な信託報酬は変動します。

実質的な信託報酬率(税込・年率)の概算値	
1.512%~1.672%程度	

(4) 【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、 売買委託手数料に係る消

費税等に相当する金額、インドルピー建て公社債投資枠の入札等に要する費用はファンドから支払われます。

ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額 をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご 負担いただきます。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

* これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

<収益分配金に対する課税>

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10.147%(国税(所得税及び復興特別所得税)7.147%および地方税3%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。上記10.147%の税率は平成26年1月1日以後、20.315%(国税15.315%および地方税5%)となる予定です。なお、配当控除は適用されません。

< 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税 >

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により10.147%(国税7.147%および地方税3%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10.147%の税率により源泉徴収が行なわれます。なお、上記10.147%の税率は平成26年1月1日以後、20.315%(国税15.315%および地方税5%)となる予定です。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金(解約)時および償還時の差損(譲渡損失)については、確定申告等により上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との通算が可能です。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、7.147%(国税7.147%)の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7.147%の税率は平成26年1月1日以後、15.315%(国税15.315%)となる予定です。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、益金不算入制度は適用されません。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金(解約)時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

「法人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

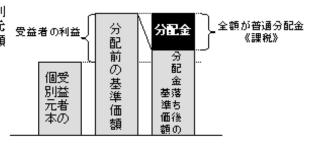
追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

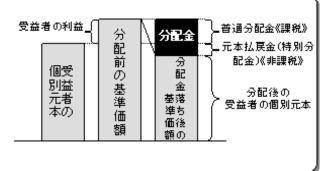
分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。

①分配金落ち後の基準価額が受益者の個別 元本と同額の場合または受益者の個別元 本を上回っている場合には分配金の全額 が普通分配金となります。



②分配金落ち後の基準価額が受益者の個別 元本を下回っている場合には、その下回る 部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、分配金から元本払戻金(特別分配金) を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を 受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除 した額が、その後の受益者の個別元本となります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

5 【運用状況】

以下は平成24年11月30日現在の運用状況であります。 また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	253,524,286	15.98
	ケイマン	1,318,117,179	83.13
	小計	1,571,641,465	99.12
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		13,921,307	0.87
合計(純資産総額)		1,585,562,772	100.00

<ご参考> <u>「インド現地通貨建債券マザーファンド」</u>

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	インド	226,025,558	89.15
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		27,493,115	10.84
合計(純資産総額)		253,518,673	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン	投資信託 受益証券		120,453	10,616	1,278,729,048	10,943	1,318,117,179	83.13
2	日本	投資信託 受益証券	インド現地通貨建債券マザーファンド	232,655,122	1.0613	246,925,888	1.0897	253,524,286	15.98

<ご参考>

「インド現地涌貨建債券マザーファンド」

	ノールル	也是其廷师									
順	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	インド	国債証券	INDIA GOVERNMENT BOND	100,000,000	149.54	149,542,850	150.80	150,800,378	7.99	2017/7/9	59.48
2	インド	国債証券	INDIA GOVERNMENT BOND	50,000,000	150.53	75,265,950	150.45	75,225,180	8.15	2022/6/11	29.67

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券		99.12
合計		99.12

<ご参考>

「インド現地通貨建債券マザーファンド」

種類	業種	投資比率(%)
国債証券		89.15
合計		89.15

【投資不動産物件】 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成24年11月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		1 401376701-37	1 4 4 5 1 1 1 5 2 1 1 4 5 3 5	-12 1017/112 ~ 2	
社 字 物 明		純資産総額	頁(百万円)	1口当たり紅	屯資産額(円)
特定期間	間 計算期間		(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間	2011年11月30日~2012年5月14日	1,030	1,037	1.0384	1.0454
第2特定期間	2012年5月15日~2012年11月13日	1,519	1,529	1.0694	1.0764
	2011年11月末日	222		1.0000	
	12月末日	335		0.9702	
	2012年1月末日	417		1.0431	
	2月末日	579		1.1366	
	3月末日	805		1.1176	
	4月末日	938		1.0792	
	5月末日	1,148		0.9802	
	6月末日	1,246		0.9753	
7月末日		1,394		1.0041	
8月末日		1,523		1.0156	
9月末日		1,669		1.0564	
10月末日		1,536		1.0837	
11月末日		1,585		1.1008	

特定期間末日における分配付の純資産及び単価を表示しております。

【分配の推移】

E / J HO - C J H I Z		
特定期間	計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間	2011年11月30日~2012年5月14日	0.0290 円
第2特定期間	2012年5月15日~2012年11月13日	0.0420 円

各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

【収益率の推移】

特定期間	計算期間	収益率
第1特定期間	2011年11月30日~2012年5月14日	6.7 %
第2特定期間	2012年5月15日~2012年11月13日	7.0 %

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(期間中の分配金を加算した額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

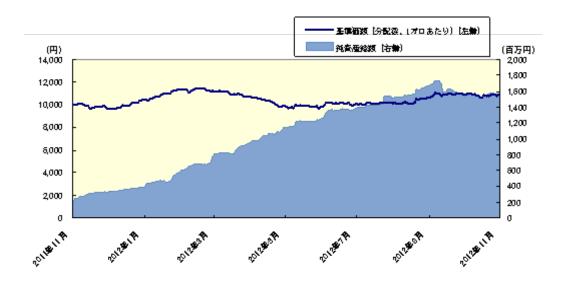
(4)【設定及び解約の実績】

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	2011年11月30日~2012年5月14日	1,204,726,359	211,819,784	992,906,575
第2特定期間	2012年5月15日~2012年11月13日	822,508,970	394,200,148	1,421,215,397

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

<参考情報> 運用実績(2012年11月30日現在)

[基準価額・純資産の推移](日次:設定来)



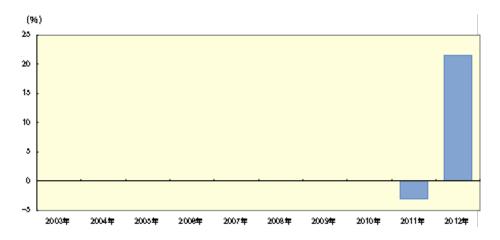
[分配の推移](1万口あたり、課税前)

		_
2012年11月	70	円
2012年10月	70	円
2012年9月	70	円
2012年8月	70	円
2012年7月	70	円
直近1年間累計	710	円
設定来累計	710	円

[主要な資産の状況]

銘柄別	川投資比率		
順位	銘柄	投资比率 (%)	
1	ノムラ・インディアン・ボンド・ファンド – クラスINR	83.1	
2	インド現地通貨建债券マザーファンド	1 6.0	
実質的	りな銘柄別投資比率(上位)		
順位	銘柄	通貨	投资比率 (%)
1	RELIANCE HOLDINGS US A INC	米ドル	11.4
2	INDIA GOVERNMENT BOND	インドルピー	9.5
3	VEDANT A RESOURCES PLC	米ドル	5.6
4	CANARA BANK/LONDON	米ドル	5.4
5	AXIS BANK LTD/DUBAI	米ドル	5.4

[年間収益率の推移](暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2011年は設定日(2011年11月30日)から年末までの収益率。
- ・2012年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1 【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込みの受付けについては、午後3時までに取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

販売会社の営業日であっても「申込不可日」には原則として取得の申込みができません。(申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。)

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル) <受付時間> 営業日の午前9時~午後5時 インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

販売の単位は、1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円)または1万円以上1円単位とします。 なお、販売会社や申込形態によっては、取得申込単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは 販売会社にお問い合わせください。

積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約 を締結した場合、当該契約で 規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、投資対象とする投資信託証券の解約または換金の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(実質的な投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。また、委託者は、実質的な投資対象国の市場の流動性等を勘案し、取得申込みの受付けを制限することができます。

<申込手数料>

()取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.15%(税抜3.0%)以内 で販売会社が独自に定める 率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

()収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2 【換金(解約)手続等】

受益者は、受益権を1万口単位、1口単位または1円単位で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時までに、解約請求のお申込みが行われかつ、 その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申 込み分とします。

ただし、販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求ができません。(申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。)

換金価額は、換金のお申込み日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。

信託財産留保額は、基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル) <受付時間> 営業日の午前9時~午後5時 インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超える一部解約は行なえません。また、別途、大口解約について、1日1件5億円以下の金額であっても、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により一部解約の金額に制限を設ける場合や一部解約の受付時間に制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して7営業日目から販売会社において支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、投資対象である投資信託証券の解約または換金

の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(実質的な 投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結 を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)によ る市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)等により、有価証券の売却(投資 対象とする投資信託証券の解約または換金を含みます。)や売却代金の入金が遅 延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、投資対象である投資信託証券の解約または換金の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(実質的な投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求 に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口 数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座におい て当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

<基準価額の計算方法 >

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法	
国内投資信託証券	原則として、基準価額計算日の前営業日 ¹ の基準価額で評価します。	
从国机资信託证券	原則として、基準価額計算日の前日(前日が当該外国投資信託の営業日でない場	
外国投資信託証券 	合はとりうる直近)の純資産価格とします。	
原則として、基準価額計算日 ² における以下のいずれかの価額で評価します。 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値) 第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額 価格情報会社の提供する価額		

- 1 マザーファンド受益証券については、原則として基準価額計算日とします。
- 2 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
- 3 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル) <受付時間> 営業日の午前9時~午後5時 インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、 受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成33年11月15日までとします(平成23年11月30日設定)。

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

原則として、毎月14日から翌月13日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間 終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

ただし、最終計算期間の終了日は、平成33年11月15日とします。

(5) 【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託終了前に、信託契約締結日から3年を経過した日以降において受益権の口数が30億口を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

- ()委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ()上記()の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ()上記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ()上記()から()までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記()から()までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。
- ()委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、 信託契約を解約し信託を終了させます。
- ()委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(e)信託約款の変更等()」の書面決議が否決となる場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。

(c) 運用報告書

委託者は、毎年5月、11月に終了する計算期間の末日および償還時に運用報告書を作成し、知れ ている受益者に対して交付します。

(d) 有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を原則毎年5月、11月の決算日を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に提出します。

(e) 信託約款の変更等

()委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したとき は、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併 合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ()委託者は、上記()の事項(上記()の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ()上記()の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ()上記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ()書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ()上記()から()までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ()上記()から()の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面 決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(f) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

http://www.nomura-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の 公告は、日本経済新聞に掲載します。

- (g) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い
 - ()受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務 に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者ま たは受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、 または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(e)信託約款の変更等」に従い、 新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任する ことはできないものとします。
 - ()委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(h) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、

信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」()または「(e)信託約款の変更等」()に規定する書面に付記します。

(i) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

- 1.他の受益者の氏名または名称および住所
- 2.他の受益者が有する受益権の内容
- (j) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

収益分配金の支払い開始日

<累積投資契約を結んでいない場合>

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者 (当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を 除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代 金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得 申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販 売会社でお受取りください。

<累積投資契約を結んでいる場合>

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金請求権の失効

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

償還金の支払い開始日

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

償還金請求権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金(解約)請求権

換金(解約)の単位

受益者は、受益権を1万口単位、1口単位または1円単位で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金(解約)代金の支払い開始日

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、7営業日目から受益者にお支払いします。ただし、金融商品取引所等における取引の停止 (個別銘柄の売買停止等を含みます。)、投資対象である投資信託証券の解約また は換金の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(実 質的な投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資 産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争 等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)等により、有価証券の売 却(投資対象とする投資信託証券の解約または換金を含みます。)や売却代金の 入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

第3 【ファンドの経理状況】

野村インド債券ファンド (毎月分配型)

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(平成24年5月15日から平成24年11月13日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

(単位:円)

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

		(十座:13)
	前期 平成24年 5月14日現在	当期 平成24年11月13日現在
 資産の部		
流動資産		
コール・ローン	77,193,664	100,918,649
投資信託受益証券	1,000,486,504	1,278,729,048
親投資信託受益証券	10,075,905	162,925,888
未収利息	199	252
流動資産合計	1,087,756,272	1,542,573,837
資産合計	1,087,756,272	1,542,573,837
負債の部		
流動負債		
未払金	47,985,707	-
未払収益分配金	6,950,346	9,948,507
未払解約金	629,550	10,896,186
未払受託者報酬	33,166	52,331
未払委託者報酬	1,160,694	1,831,540
その他未払費用	1,649	2,606
流動負債合計	56,761,112	22,731,170
負債合計	56,761,112	22,731,170
純資産の部		
元本等		
元本	992,906,575	1,421,215,397
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	38,088,585	98,627,270
(分配準備積立金)	43,865,918	52,742,988
元本等合計	1,030,995,160	1,519,842,667
純資産合計	1,030,995,160	1,519,842,667
負債純資産合計	1,087,756,272	1,542,573,837

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前期 自平成23年11月30日 至平成24年 5月14日	当期 自平成24年 5月15日 至平成24年11月13日
営業収益		
受取配当金	29,051,580	63,479,215
受取利息	24,970	31,222
有価証券売買等損益	28,076,312	74,178,011
営業収益合計	1,000,238	137,688,448
三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三		
受託者報酬	108,117	297,714
委託者報酬	3,783,905	10,420,134
その他費用	5,346	14,821
営業費用合計	3,897,368	10,732,669
営業利益	2,897,130	126,955,779
経常利益	2,897,130	126,955,779
当期純利益	2,897,130	126,955,779
ー部解約に伴う当期純利益金額の分配額 	3,459,444	10,651,138
期首剰余金又は期首欠損金()	-	38,088,585
剰余金増加額又は欠損金減少額	84,293,464	16,369,173
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	84,293,464	16,369,173
剰余金減少額又は欠損金増加額	20,760,233	13,341,563
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	20,760,233	13,341,563
分配金	19,088,072	58,793,566
期末剰余金又は期末欠損金()	38,088,585	98,627,270
_		

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準	(1) 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券
及び評価方法	薬薬価額で評価しております。
/X O II 1 III / J / Z	生 十 画 版 C 们 画 G C G G G G G G G G G G G G G G G G G
2 費用・収益の計上基準	(1)受取配当金 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売 買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4 その他	当該財務諸表の特定期間は前期末が休日のため、平成24年5月15日から平成24年 11月13日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

前期	当期
平成24年 5 月14日現在	平成24年11月13日現在
1 特定期間の末日における受益権の総数	1 特定期間の末日における受益権の総数
992,906,575 □	1,421,215,397 口
2 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	2 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額
1 口当たり純資産額 1.0384 円	1.0694 円 1.0694 円
(10,000口当たり純資産額 10,384円)	(10,000口当たり純資産額 10,694円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)					
前期					
自 平成23年11月30日			自 平成24年 5 月		
至 平成24年 5 月14	<u> </u>	-+	至 平成24年11月	13日	
1 運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である ザーファンドにおいて、信託財産 の全部又は一部を委託する為に要 により当社は運用会社であるNOM SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセ ガポール リミテッド)に対し総 おります。なお、信託財産からの直 ません。 また、以下の金額は当該マザーフ てのベビーファンドの合計額とな 支払金額 2 分配金の計算過程 平成23年11月30日から平成24年1 当該期末における分配対象金額2 (10,000口当たり59円)のうち、1,1 (10,000口当たり50円)を分配金	の運用の指図に係わる橋 要する費用として、個別 URA ASSET MANAGEMENT マット・マネジメント: 類で以下の金額を支払っ 直接的な支弁は行ってお アンドを投資対象とす。 868,665 月13日まで ,163,074円 809,328円	を と と と と と と と と と と と と と と と と と と と	1 運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象でな ファンドにおいて、信託財産の 又は一部を委託する為に要する 社は運用会社であるNOMURA AS LIMITED(ノムラ・アセット・マテッド)に対し総額で以下の金 託財産からの直接的な支弁は行 また、以下の金額は当該マザー のベビーファンドの合計額とな 支払金額 2 分配金の計算過程 平成24年 5月15日から平成24年 当該期末における分配対象金額 1,236円)のうち、8,610,833円 (10,000口当たり70円)を分配る	i運用の指図に る費用として SSET MANAGEME マネジメント 額を支払って 行っておりませ ・ファンドを投 なっております 年 6月13日まで 額152,154,200	係わる権限の全部 個別契約により当 NT SINGAPORE シンガポール リミ おります。なお、信 せん。 資対象とする全て 「。 2,411,153 円 で、10,000口当たり
	Г		****		
項目 項目	A 2,095,7	17円	項目 費用控除後の配当等収益額	Α	9,426,851 _□
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	В	円			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
収益調整金額	C 67,3	57円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	В	円
分配準備積立金額 当ファンドの分配対象収益額	D E = A+B+C+D 2,163,0	円 74円	収益調整金額	C	99,293,973 ⊨
当ファンドの期末残存口数	F 361,865,7		分配準備積立金額	D	43,433,376 [□]
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	59円	当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	152,154,200 ⊨
10,000口当たり分配金額 収益分配金金額		50円	当ファンドの期末残存口数	F	1,230,119,063 🗆
	$I = F \times H/10,000 = 1,809,3$	20 [7]		G = E / F × 10,000	
			10,000口当たり分配金額		
			収益分配金金額	$I = F \times H/10,000$	8,610,833 ⊨

平成24年1月14日から平成24年2月13日まで 当該期末における分配対象金額34,990,571円 (10,000口当たり802円)のうち、2,180,536円 (10,000口当たり50円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	Α	6,322,891円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	В	26,264,477円
収益調整金額	С	2,117,639円
分配準備積立金額	D	285,564円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	34,990,571円
当ファンドの期末残存口数	F	436,107,348 🗆
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	802円
10,000口当たり分配金額	Н	50円
収益分配金金額	$I = F \times H/10,000$	2,180,536円

平成24年2月14日から平成24年3月13日まで 当該期末における分配対象金額84,502,787円(10,000口当た り1,414円)のうち、2,987,472円(10,000口当たり50円)を分 配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	Α	3,610,060円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	В	23,287,599円
収益調整金額	C	34,190,994円
分配準備積立金額	D	23,414,134円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	84,502,787円
当ファンドの期末残存口数	F	597,494,486 🛘
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	1,414円
10,000口当たり分配金額	Н	50円
収益分配金金額	$I = F \times H/10,000$	2,987,472円

平成24年3月14日から平成24年4月13日まで 当該期末における分配対象金額89,494,505円(10,000口当たり 1,213円)のうち、5,160,390円(10,000口当たり70円)を分配金額 としております。 平成24年 6月14日から平成24年 7月13日まで 当該期末における分配対象金額168,440,147円(10,000口当たり 1,252円)のうち、9,410,583円 (10,000口当たり70円)を分配金額としております。

	r	Y	
項目			
費用控除後の配当等収益額	Α	11,306,932	円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	В		円
収益調整金額	С	113,818,252	円
分配準備積立金額	D	43,314,963	円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	168,440,147	円
当ファンドの期末残存口数	F	1,344,369,086	<u>б</u> п
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	1,252	円
10,000口当たり分配金額	Н	70	円
収益分配金金額	$I = F \times H/10,000$	9,410,583	円

平成24年 7月14日から平成24年 8月13日まで 当該期末における分配対象金額175,873,546円(10,000口当たり 1,250円)のうち、9,842,325円 (10,000口当たり70円)を分配金額としております。

項目			
費用控除後の配当等収益額	Α	9,453,129	円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	В		円
収益調整金額	С	121,732,543	円
分配準備積立金額	D	44,687,874	円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	175,873,546	円
当ファンドの期末残存口数	F	1,406,046,531	
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	1,250	円
10,000口当たり分配金額	Н	70	円
収益分配金金額	$I = F \times H/10,000$	9,842,325	円
·			

平成24年 8月14日から平成24年 9月13日まで 当該期末における分配対象金額192,075,301円(10,000口当たり 1,255円)のうち、10,709,235円 (10,000口当たり70円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	Α	6,007,867円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	В	円
収益調整金額	С	40,980,983円
分配準備積立金額	D	42,505,655円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	89,494,505円
当ファンドの期末残存口数	F	737,198,654 🗆
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	1,213円
10,000口当たり分配金額	Н	70円
収益分配金金額	$I = F \times H/10,000$	5,160,390円

平成24年4月14日から平成24年5月14日まで 当該期末における分配対象金額121,826,665円(10,000口当たり 1,226円)のうち、6,950,346円(10,000口当たり70円)を分配金額 としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	Α	7,788,418円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	В	円
収益調整金額	С	71,010,401円
分配準備積立金額	D	43,027,846円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	121,826,665円
当ファンドの期末残存口数	F	992,906,575 🗆
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	1,226円
10,000口当たり分配金額	Н	70円
収益分配金金額	$I = F \times H/10,000$	6,950,346円

項目			
費用控除後の配当等収益額	Α	11,079,554	円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	В		円
収益調整金額	С	137,693,183	円
分配準備積立金額	D	43,302,564	円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	192,075,301	円
当ファンドの期末残存口数	F	1,529,890,74	4 □
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	1,255	円
10,000口当たり分配金額	Н	70	円
収益分配金金額	$I = F \times H/10,000$	10,709,235	円

平成24年 9月14日から平成24年10月15日まで 当該期末における分配対象金額205,197,693円(10,000口当たり1,398円) のうち、10,272,083円 (10,000口当たり70円)を分配金額としております。

項目			
費用控除後の配当等収益額	Α	10,208,252	円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	В	20,752,473	円
収益調整金額	С	135,130,853	円
分配準備積立金額	D	39,106,115	円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	205,197,693	円
当ファンドの期末残存口数	F	1,467,440,556	5□
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	1,398	円
10,000口当たり分配金額	Н	70	円
収益分配金金額	$I = F \times H/10,000$	10,272,083	円

平成24年10月16日から平成24年11月13日まで 当該期末における分配対象金額196,655,582円(10,000口当たり 1,383円)のうち、9,948,507円 (10,000口当たり70円)を分配金額としております。

項目			_
費用控除後の配当等収益額	Α	7,434,402	P
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	В		P
収益調整金額	С	133,964,087	P
分配準備積立金額	D	55,257,093	Р
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	196,655,582	P
当ファンドの期末残存口数	F	1,421,215,397	Ē
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	1,383	Р
10,000口当たり分配金額	Н	70	Р
収益分配金金額	$I = F \times H/10,000$	9,948,507	Р

(金融商品に関する注記) (1)金融商品の状況に関する事項

(1) 並煕冏吅のイイハスルに戻りる事項				
前期 自 平成23年11月30日 至 平成24年 5 月14日	当期 自 平成24年 5 月15日 至 平成24年11月13日			
1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律 第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款 に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金 融商品に対して投資として運用することを目的と しております。	1 金融商品に対する取組方針 同左			
2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の 注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市 場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされ ております。				
3 金融商品に係るリスク管理体制	3 金融商品に係るリスク管理体制			

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性 の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行 なっております。 同左

49/124

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券) (2) 全融商品の時価等に関する事項

(2) 立照的四切时間寺に関する事項	
前期 平成24年 5 月14日現在	当期 平成24年11月13日現在
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価 で評価しているため、貸借対照表計上額と時価と の差額はありません。	1 貸借対照表計上額 時価及び差額 同左
2 時価の算定方法 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載 しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額 は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時 価としております。	2 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期	当期
自 平成23年11月30日	自 平成24年 5 月15日
至 平成24年 5 月14日	至 平成24年11月13日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、 一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なれれていないため、該当事項はございません。	

(その他の注記) 1 元本の移動

前期	当期
自 平成23年11月30日	自 平成24年 5 月15日
至 平成24年 5 月14日	至 平成24年11月13日
期首元本額 円	期首元本額 992,906,575 円
期中追加設定元本額 1,204,726,359 円	期中追加設定元本額 822,508,970 円
期中一部解約元本額 211,819,784 円	期中一部解約元本額 394,200,148 円

50/124

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

2 有価証券関係 売買目的有価証券

	前期	当期
	自 平成23年11月30日 自 平成24年 5 月15日	
	至 平成24年 5 月14日	至 平成24年11月13日
種類	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	49,712,313	21,681,540
親投資信託受益証券	1,015	3,442,424
合計	49,711,298	25,123,964

3 デリバティブ取引関係 前期(平成24年 5 月14日現在) 該当事項はございません。 当期(平成24年11月13日現在) 該当事項はございません。

(4)【附属明細表】

第1有価証券明細表

(1)株式(平成24年11月13日現在) 該当事項はございません。

(2)株式以外の有価証券

(平成24年11月13日現在)

$(2)^{1/2}$ $(4)^$				
種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
投資信託受益証 券	ノムラ・インディアン・ボンド・ ファンド - クラスINR		1,278,729,048	
投資信託受益証 券計	銘柄数:1		1,278,729,048	
	組入時価比率:84.1%		88.7%	
親投資信託受益 証券	インド現地通貨建債券マザーファ ンド		162,925,888	
親投資信託受益 証券計	銘柄数:1		162,925,888	
	組入時価比率:10.7%		11.3%	
合計			1,441,654,936	

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はございません。

参考

当ファンドは「インド現地通貨建債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の 受益証券です。

尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

1 「インド現地通貨建債券マザーファンド」の状況以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

(1)具旧刈忠衣	
対象年月日	平成24年11月13日現在
科目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	12,178,177
コール・ローン	1,779,305
国債証券	145,726,542
未収利息	3,172,033
前払費用	64,808
流動資産合計	162,920,865
資産合計	162,920,865
負債の部	
負債合計	
純資産の部	
元本等	
元本	155,064,137
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	7,856,728
元本等合計	162,920,865
純資産合計	162,920,865
負債純資産合計	162,920,865

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(重要な会計万針に係る事垻に関する	<u>›汪記</u>	
1 運用資産の評価基準及び評価方法		国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価して おります。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換 算基準		信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが 国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計 算しております。
3 費用・収益の計上基準		有価証券売買等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

4 金融商品の時価等に関する事項の補 足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

平成24年11月13日現在

1 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 1.0507 円 (10,000口当たり純資産額 10,507 円)

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 平成24年 5 月15日 至 平成24年11月13日

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(3)附属明細表に記載しております。

これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

3 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成24年11月13日現在

1 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2 時価の算定方法

国債証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価と しております。

その他の注記)

平成24年11月13日現在

1 元本の移動及び期末元本額の内訳

期首

期首元本額

期首より平成24年11月13日までの期中追加設定元本額

平成24年5月15日 10,150,000円 144,914,137円 EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

期首より平成24年11月13日までの期中一部解約元本額

円

期末元本額

155,064,137 円

期末元本額の内訳 * 野村インド債券ファンド(毎月分配型)

155,064,137 円

^{*} 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式(平成24年11月13日現在) 該当事項はございません。

(2)株式以外の有価証券

(平成24年11月13日現在)

種類			評価額	備考
	INDIA GOVERNMENT BOND	100,000,000.00	99,812,700.00	
インドル ピー計	銘柄数:1	100,000,000.00	99,812,700.00	
			(145,726,542)	
	組入時価比率:89.4%		100.0%	
国債証券 計			145,726,542	
			(145,726,542)	
合計			145,726,542	
			(145,726,542)	

- (注) 1 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
 - 2 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
 - 3 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に 対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はございません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成24年11月30日現在

資産総額	1,600,284,016	円
負債総額	14,721,244	円
純資産総額(-)	1,585,562,772	円
発行済口数	1,440,417,078	

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

1口当たり純資産額((/)	1.1008	円

<ご参考> 「インド現地通貨建債券マザーファンド」

_ 「フェルで延見を良力(フーフ)フェコ		
資産総額	253,518,673	円
負債総額		円
純資産総額(-)	253,518,673	円
発行済口数	232,655,122	
1口当たり純資産額(/)	1.0897	円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを 得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に 振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成24年12月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減:該当事項はありません。

(2) 会社の機構

(a) 会社の意思決定機構

当社は委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

<u>株主総会</u>

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

<u>委員会</u>

取締役3名以上(但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者)で構成され、イ)指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ)報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って

EDINET提出書類

野村アセットマネジメント株式会社(E12460)

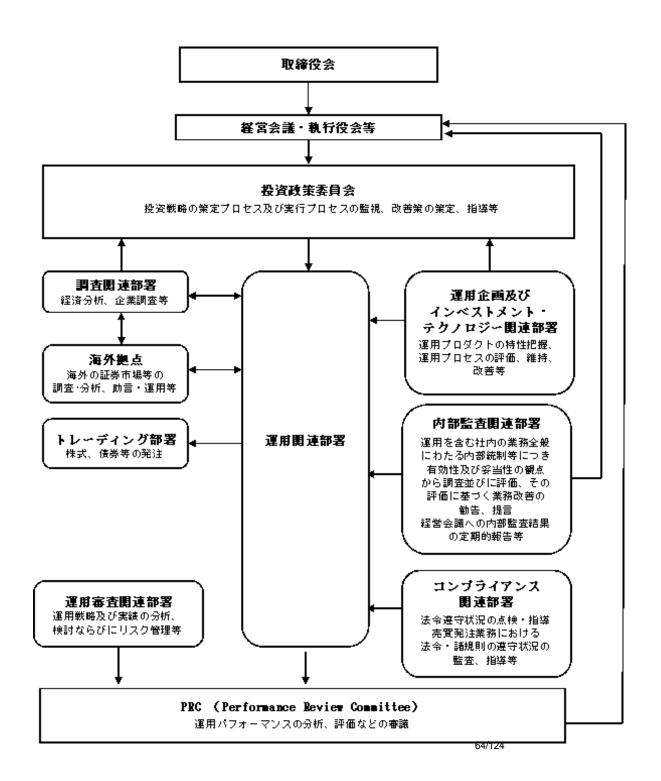
有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

各報酬の内容を決定し、ハ)監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うととともに、株主総会に提出する会計 監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

野村アセットマネジメント株式会社(E12460)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(b) 投資信託の運用体制



EDINET提出書類

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成24年11月30日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	756	9,960,406
単位型株式投資信託	48	430,513
追加型公社債投資信託	18	4,720,680
単位型公社債投資信託	3	44,126
合計	825	15,155,724

3 【委託会社等の経理状況】

1.委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

- 2.財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3. 委託会社の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(平成24年4月1 日から平成24年9月30日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査及び中間 監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度	(平成23年	当事	 業年度
			31日)		3月31日)
区分	注記番号	金額(ī	百万円)	金額(百万円)
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			538		240
金銭の信託			39,575		50,326
有価証券			1,400		1,800
短期貸付金			166		153
前払金			0		-
前払費用			41		37
未収入金			171		217
未収委託者報酬			10,032		8,149
未収収益			3,761		4,200
繰延税金資産			1,736		1,402
その他			12		14
貸倒引当金			6		6
流動資産計			57,430		66,535
固定資産					
有形固定資産			1,823		1,677
建物	2	576		516	
器具備品	2	1,246		1,161	
無形固定資産			10,649		9,754
ソフトウェア		10,647		9,753	
電話加入権		1		1	
その他		0		0	
投資その他の資産			32,430		21,505
投資有価証券		8,648		6,691	
関係会社株式		22,609		14,429	
従業員長期貸付金		235		29	
長期差入保証金		64		57	
長期前払費用		24		23	
繰延税金資産		582		-	
その他		265		273	
貸倒引当金		0		0	
固定資産計			44,903		32,937
資産合計			102,333		99,472

	Τ	前事業年度		当事業年度	(平成24年
	2+≐7	3月	31日)	3月	31日)
区分	注記番号	金額(百	百万円)	金額(百万円)
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			8,000		8,500
預り金			87		93
未払金	1		7,645		6,276
未払収益分配金		4		4	
未払償還金		79		50	
未払手数料		4,517		3,610	
その他未払金		3,043		2,610	
未払費用	1		7,373		6,760
未払法人税等			800		856
前受収益			9		6
賞与引当金			2,900		2,816
流動負債計			26,818		25,310
固定負債					
退職給付引当金			4,064		2,437
時効後支払損引当金			481		489
繰延税金負債			-		7
その他			65		-
固定負債計			4,611		2,934
負債合計			31,429		28,244
(純資産の部)					
株主資本			68,279		68,521
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			11,729		11,729
資本準備金		11,729		11,729	
利益剰余金			39,369		39,611
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		38,684		38,926	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		14,077		14,320	
評価・換算差額等			2,624		2,705
その他有価証券評価差額金			2,694		2,693
繰延ヘッジ損益			69		12
純資産合計			70,903		71,227
負債・純資産合計			102,333		99,472

(2) 【損益計算書】

	11.1-	(自 平成22	業年度 年 4 月 1 日 年 3 月31日)	(自 平成23	業年度 年 4 月 1 日 年 3 月31日)
区分	注記番号	金額(百万円)	金額(Ē	百万円)
営業収益					
委託者報酬			81,230		78,412
運用受託報酬			13,165		17,784
その他営業収益			143		129
営業収益計			94,539		96,325
営業費用					
支払手数料			39,741		40,671
広告宣伝費			1,155		952
公告費			-		0
受益証券発行費			6		5
調査費			20,709		19,308
調査費		1,310		1,108	
委託調査費		19,398		18,200	
委託計算費			917		931
営業雑経費			2,451		2,523
通信費		207		213	
印刷費		1,148		1,085	
協会費		73		76	
諸経費		1,022		1,147	
営業費用計			64,980		64,393
一般管理費					
給料			10,131		9,635
人 役員報酬	2	322		252	
給料・手当		6,822		6,602	
賞与		2,987		2,780	
交際費			141		140
旅費交通費			484		473
租税公課			231		224
不動産賃借料			1,452		1,309
退職給付費用			1,054		1,039
固定資産減価償却費			4,575		4,354
諸経費			6,106		6,204
一般管理費計			24,176		23,381
営業利益			5,382		8,550

		(自 平成22	業年度 2年4月1日 年3月31日)	(自 平成2	業年度 3年4月1日 4年3月31日)
区分	注記 番号	金額(ī	百万円)	金額(百万円)
営業外収益					
受取配当金	1	4,771		4,116	
収益分配金		9		9	
受取利息		6		3	
金銭の信託運用益		1,222		377	
為替差益		62		55	
その他		319		360	
営業外収益計			6,391		4,924
営業外費用					
支払利息	1	75		54	
時効後支払損引当金繰入額		13		38	
その他		9		11	
営業外費用計			98		104
経常利益			11,676		13,370
特別利益					
投資有価証券等売却益		419		36	
株式報酬受入益		173		177	
特別利益計			593		214
特別損失					
投資有価証券売却損		149		136	
投資有価証券等評価損		10		1	
固定資産除却損	3	412		82	
システム利用契約解約違約金		20		-	
特別損失計			591		221
税引前当期純利益			11,677		13,363
法人税、住民税及び事業税			3,759		3,625
法人税等調整額			108		1,228
当期純利益			7,810		8,509

(3) 【株主資本等変動計算書】

	14 114 4	.1
	前事業年度	当事業年度
	(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
資本		
資本金		
当期首残高	17,180	17,180
当期変動額		
当期変動額合計	-	
当期末残高	17,180	17,18
資本剰余金		, -
資本準備金		
当期首残高	11,729	11,72
当期変動額	,5	,
当期変動額合計		
当期末残高	11,729	11,72
資本剰余金合計		11,12
当期首残高	11 720	14 70
当期变動額	11,729	11,72
当期変動額合計		
当期末残高		
	11,729	11,72
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	685	68
当期変動額		
当期変動額合計		
当期末残高	685	68
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	24,606	24,60
当期変動額		
当期変動額合計	<u> </u>	
当期末残高	24,606	24,60
繰越利益剰余金		
当期首残高	9,872	14,07
当期変動額		
剰余金の配当	3,605	8,26
当期純利益	7,810	8,50
当期変動額合計	4,204	24
当期末残高	14,077	14,32
利益剰余金合計		
当期首残高	35,164	39,36
当期変動額		
剰余金の配当	3,605	8,26
当期純利益	7,810	8,50
当期变動額合計	4,204	24
当期末残高	39,369	39,61

			セットマネジメント树 <u>証券届出書(内国投資</u>
株主資	本合計	一	<u> </u>
当期	当残高	64,074	68,279
当期?	变動額		
剰	余金の配当	3,605	8,267
当其	期純利益	7,810	8,509
当	朝变動額合計 	4,204	242
当期:	未残高	68,279	68,521
評価・換算差額	額等		
その他を	有価証券評価差額金		
当期7	当残高	3,056	2,694
当期?	变動額		
株	主資本以外の項目の当期変動額(純額)	361	0
当其	朝变動額合計 	361	0
当期:	未残高	2,694	2,693
繰延へ	ッジ損益	,	
当期	当残高	175	69
当期?	变動額		
株	主資本以外の項目の当期変動額(純額)	245	82
当其	朝变動額合計 	245	82
当期:	未残高	69	12
評価・持	換算差額等合計		
当期	当残高	3,231	2,624
当期?	变動額		
株芸	主資本以外の項目の当期変動額(純額)	607	81
当其	期变動額合計	607	81
当期:	未残高	2,624	2,705
純資産1	<u></u> 合計		
当期	当残高	67,306	70,903
当期?	变動額		
剰	余金の配当	3,605	8,267
当其	期純利益	7,810	8,509
株	主資本以外の項目の当期変動額(純額)	607	81
当其	期变動額合計	3,597	324
当期:	未残高	70,903	71,227

[重要な会計方針]

1.有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの ... 決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平均法により

算定しております)

時価のないもの ... 移動平均法による原価法

2.デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法

3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。

主な耐用年数は以下の通りであります。

 建物
 38 ~ 50年

 附属設備
 8 ~ 15年

 構築物
 20年

 器具備品
 4 ~ 15年

(2) 無形固定資産及び投資その他の資産

定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。

5 . 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業 年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の 見込額に基づき計上しております。

確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。

退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務債務は、その 発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法 により、発生した事業年度から費用処理することとしております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6.リース取引の処理方法

リース取引開始日が平成20年4月1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7.ヘッジ会計

(1)ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る 損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部におい て繰り延べる方法によっております。

また、為替予約が付されている外貨建金銭債権については、振当処理を行っております。

(2)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 - 為替予約

ヘッジ対象 - 投資有価証券、短期貸付金

(3)ヘッジ方針

投資有価証券及び短期貸付金に係る為替変動リスクをヘッジして おります。

(4)ヘッジ有効性評価の方法

為替変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。

8.消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。

9.連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

[追加情報]

当事業年度

(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末		当事業年度	k
(平成23年3月31日	∃)	(平成24年 3 月31日)	
1.関係会社に対する資産及び負	負債	1.関係会社に対する資産及び	ゾ負債
区分掲記されたもの以外で	各科目に含まれてい	区分掲記されたもの以外	で各科目に含まれてい
るものは、次のとおりでありま	す。	るものは、次のとおりであり	ます。
未払金	2,442百万円	未払金	2,320百万円
未払費用	762	未払費用	1,267
 2 . 有形固定資産より控除した源	或価償却累計額 	2 . 有形固定資産より控除した	こ減価償却累計額
建物	437百万円	建物	477百万円
器具備品	1,874	器具備品	2,303
合計	2,311	合計	2,780

損益計算書関係

前事業年度 (自 平成22年4月1日		当事業年度 (自 平成23年4月1日	
至 平成23年3月31日)		至 平成24年 3 月31日	∃)
1 . 関係会社に係る注記		1.関係会社に係る注記	
区分掲記されたもの以外で関係会	社に対するも	区分掲記されたもの以外で関	係会社に対するも
のは、次のとおりであります。		のは、次のとおりであります。	
受取配当金	4,633百万円	受取配当金	3,776百万円
支払利息	75	支払利息	54
2.役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づる おります。	き支給されて	2 . 役員報酬の範囲額 (同左)	,
3.固定資産除却損 ソフトウェア	412百万円	3 . 固定資産除却損 建物 器具備品 ソフトウェア	19百万円 9 53
合計	412	合計	82

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式 数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成22年5月27日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額3,605百万円1株当たり配当額700円基準日平成22年3月31日効力発生日平成22年6月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式 数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	1	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成23年7月11日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当財産の種類 野村ホールディングス株式会社株式

配当財産の帳簿価額 8,267百万円1株当たり配当額 1,605円12銭基準日 平成23年7月19日効力発生日 平成23年7月20日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額3,090百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額600円基準日平成24年3月31日効力発生日平成24年6月1日

15百万円

24

40

1年以内

1年超

合計

リース取引関係			
前事業年度		当事業年度	
(自 平成22年4月1日		(自 平成23年4月1日	
至 平成23年3月31日	1	至 平成24年3月31日)	
1. ファイナンス・リース取引		<u> </u>	
' : ' , ' , ' , ' , ' , ' , ' , ' , ' ,	取引(通党の憲	・・	取引(通党の憲
買取引に係る方法に準じた会計処理に		「門所有権移転がファイブンス・ゲース 買取引に係る方法に準じた会計処理に	•
負収引に係る力法に辛りた会計処理に の)	- & J (N 2 G	負取引に係る力法に準した安計処理に の)	- A J (110 T
め) 該当事項はありません。		0) (同左)	
改当事項はめりよせん。		(四年)	
┃(2)所有権移転外ファイナンス・リース	ス取引(通常の賃	┃ ┃(2)所有権移転外ファイナンス・リース	(取引(通常の賃
貸借取引に係る方法に準じた会計処	•	 貸借取引に係る方法に準じた会計処	·
もの)		もの)	_,
リース物件の取得価額相当額、減	価償却累計額相	リース物件の取得価額相当額、減	価償却累計額相
当額、減損損失累計額相当額及び期		当額、減損損失累計額相当額及び期	
	器具備品		器具備品
取得価額相当額	417百万円	取得価額相当額	184百万円
減価償却累計額相当額	325	減価償却累計額相当額	163
減損損失累計額相当額	525	減損損失累計額相当額	-
	<u>-</u> 91		<u>-</u> 21
期末残高相当額	91	期末残高相当額	21
┃ ┃ 未経過リース料期末残高相当額及	びリース資産	 未経過リース料期末残高相当額及で	バリース資産
減損勘定期末残高		減損勘定期末残高	
未経過リース料期末残高相当額		未経過リース料期末残高相当額	
	70 -		00
1 年以内	73百万円	1 年以内	22百万円
1年超	<u>22</u>	1年超	<u>-</u>
合計	96	合計	22
リース資産減損勘定期末残高	- 百万円	リース資産減損勘定期末残高	- 百万円
┃ ┃ 支払リース料。リース資産減損勘。	マの取場類	┃ ┃ 支払リース料、リース資産減損勘ス	マの 知 岩 類
減価償却費相当額、支払利息相当額		減価償却費相当額、支払利息相当額	
支払リース料	103百万円	支払リース料	75百万円
リース資産減損勘定の		リース資産減損勘定の	
取崩額	-	取崩額	-
減価償却費相当額	96	減価償却費相当額	70
支払利息相当額	3	支払利息相当額	1
減損損失	-	減損損失	-
 減価償却費相当額の算定方法		 減価償却費相当額の算定方法	
パーログログラス リース期間を耐用年数とし、残	左価頞を愛レオ	パーツ	
る定額法によっております。	IT IM IN C 4 C 9	(19工)	
 利息相当額の算定方法		 利息相当額の算定方法	
リース料総額とリース物件の取	得価類相当類レ	一	
の差額を利息相当額とし、各期へ		(194.)	
いては利息法によっております。	~ / HU / J / J / Δ C / J		
2.オペレーティング・リース取引		2 . オペレーティング・リース取引	
未経過リース料 1年以中	<u></u> .	未経過リース料	
1 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	6포토田	1 年 11 由	15550

6百万円

10

1年以内

1年超

合計

金融商品関係

前事業年度(自平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。直接または特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社からの短期借入による方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、 為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株 価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。ま た、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有してお りますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託 については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経 営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:百万

円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	538	538	-
(2)金銭の信託	39,575	39,575	-
(3)短期貸付金	166	166	-
(4)未収委託者報酬	10,032	10,032	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	9,252	9,252	-
(6)関係会社株式	3,064	79,658	76,594
資産計	62,630	139,224	76,594
(7)関係会社短期借入金	8,000	8,000	•
(8)未払金	7,645	7,645	-
未払収益分配金	4	4	-
未払償還金	79	79	-
未払手数料	4,517	4,517	1
その他未払金	3,043	3,043	1
(9)未払費用	7,373	7,373	-
(10)未払法人税等	800	800	1
負債計	23,819	23,819	-
(11)デリバティブ取引(*)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	65	65	-
デリバティブ取引計	65	65	-

(*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1:金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(3) 短期貸付金、(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。ただし、短期貸付金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債権とみて当該帳簿価額を以って時価としております。「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産につい

EDINET提出書類

野村アセットマネジメント株式会社(E12460)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

ては短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(7) 関係会社短期借入金、(8) 未払金、(9) 未払費用、(10) 未払法人税等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっ ております。

(11) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2: 非上場株式(貸借対照表計上額:投資有価証券796百万円、関係会社株式19,545百万円)は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注3:金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	4年以中	1年超	5年超	40/T ±77
	1年以内	5年以内	10年以内	10年超
預金	537	-	1	1
金銭の信託	39,575	1		-
短期貸付金	166	-	-	-
未収委託者報酬	10,032	-	-	-
有価証券及び投資有価証券	1,400	0	1	-
合計	51,713	0	1	1

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。直接または特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社からの短期借入による方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、 為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株 価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。ま た、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有してお りますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託 については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経 営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。 デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため 信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を 含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:百万

円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	240	240	-
(2)金銭の信託	50,326	50,326	-
(3)短期貸付金	153	153	-
(4)未収委託者報酬	8,149	8,149	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	7,725	7,725	-
(6)関係会社株式	3,064	89,073	86,009
資産計	69,658	155,667	86,009
(7)関係会社短期借入金	8,500	8,500	•
(8)未払金	6,276	6,276	-
未払収益分配金	4	4	-
未払償還金	50	50	•
未払手数料	3,610	3,610	1
その他未払金	2,610	2,610	-
(9)未払費用	6,760	6,760	-
(10)未払法人税等	856	856	-
負債計	22,393	22,393	-
(11)デリバティブ取引(*)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	10	10	-
デリバティブ取引計	10	10	-

(*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1:金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(3) 短期貸付金、(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。ただし、短期貸付金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債権とみて当該帳簿価額を以って時価としております。「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産につい

EDINET提出書類

野村アセットマネジメント株式会社(E12460)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

ては短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(7) 関係会社短期借入金、(8) 未払金、(9) 未払費用、(10) 未払法人税等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっ ております。

(11) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2: 非上場株式等(貸借対照表計上額:投資有価証券766百万円、関係会社株式11,365百万円)は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

注3:金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	238	-	-	-
金銭の信託	50,326		-	
短期貸付金	153	ı	•	-
未収委託者報酬	8,149	ı	•	-
有価証券及び投資有価証券	1,800	1		-
合計	60,668	1	ı	-

有価証券関係

前事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

- 1.売買目的有価証券(平成23年3月31日) 該当事項はありません。
- 2.満期保有目的の債券(平成23年3月31日) 該当事項はありません。
- 3.子会社株式及び関連会社株式(平成23年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額	時価	差額	
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	
関連会社株式	3,064	79,658	76,594	
合計	3,064	79,658	76,594	

4. その他有価証券(平成23年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの	(117713)	(117713)	(117113)
株式	4,930	282	4,647
小計	4,930	282	4,647
貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの			
投資信託(1)	2,922	3,003	80
譲渡性預金	1,400	1,400	-
小計	4,322	4,403	80
合計	9,252	4,685	4,566

- (1) 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引について ヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は69百万円(税効果会計適用後)であり、貸借 対照表に計上しております。
 - 5.事業年度中に売却したその他有価証券(自平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	67	39	•
投資信託	1,824	380	149
合計	1,891	419	149

当事業年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

- 1.売買目的有価証券(平成24年3月31日) 該当事項はありません。
- 2.満期保有目的の債券(平成24年3月31日) 該当事項はありません。
- 3.子会社株式及び関連会社株式(平成24年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額	時価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
関連会社株式	3,064	89,073	86,009
合計	3,064	89,073	86,009

4. その他有価証券(平成24年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの	, ,		,
株式	4,624	282	4,341
小計	4,624	282	4,341
貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの			
投資信託(1)	1,300	1,431	130
譲渡性預金	1,800	1,800	-
小計	3,100	3,231	130
合計	7,725	3,514	4,210

- (1) 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引について ヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は12百万円(税効果会計適用後)であり、貸借 対照表に計上しております。
 - 5.事業年度中に売却したその他有価証券(自平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	40	1	26
投資信託	1,343	-	110
合計	1,384	1	136

デリバティブ取引関係

前事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

- 1.ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 該当事項はありません。
- 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引 通貨関連

(単位:百万円)

ヘッジ会計の 方法	デリバティブ取 引の種類等	主なヘッジ 対象	契約額等	契約額等 のうち1 年超	時価	当該時価の 算定方法
原則的処理方法	為替予約取引	投資信託	2,846	-	65	先物為替相場に よっている
為替予約等の振当処理	為替予約取引	短期貸付金	166	-	(*1) -	-
	合 計		3,013	-	(*1) 65	-

(*1) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている短期貸付金と一体として処理されるため、その時価は当該短期貸付金の時価に含めて記載しております。

当事業年度(自平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

- 1.ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 該当事項はありません。
- 2.ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引 通貨関連

(単位:百万円)

ヘッジ会計の 方法	デリバティブ取 引の種類等	主なヘッジ 対象	契約額等	契約額等 のうち1 年超	時価	当該時価の 算定方法
原則的処理方法	為替予約取引	投資信託	1,308		10	先物為替相場に よっている
為替予約等の振当処理	為替予約取引	短期貸付金	153	-	(*1) -	-
	合 計		1,462	-	(*1)10	-

(*1) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている短期貸付金と一体として処理されるため、その時価は当該短期貸付金の時価に含めて記載しております。

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項(平成23年3月31日)

イ.退職給付債務	12,965百万円
口.年金資産	7,475
八.未積立退職給付債務(イ+ロ)	5,489
二.会計基準変更時差異の未処理額	
ホ.未認識数理計算上の差異	2,037
へ.未認識過去勤務債務(債務の増額)	613
ト.貸借対照表計上額純額(ハ+二+ホ+へ)	4,064
チ.前払年金費用	
リ.退職給付引当金(ト-チ)	4,064

3.退職給付費用に関する事項(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

イ.勤務費用	535百万円
口.利息費用	260
八.期待運用収益	162
二.会計基準変更時差異の費用処理額	
ホ.数理計算上の差異の費用処理額	254
へ.過去勤務債務の費用処理額	40
ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+へ)	848
チ.その他(注)	206
計	1,054

⁽注)確定拠出年金への掛金支払額等であります。

4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法期間定額基準ロ. 割引率2.1%

二. 過去勤務債務の額の処理年数

八. 期待運用収益率

16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)

ホ. 数理計算上の差異の処理年数

(1) 退職一時金に係るもの

2.5%

- 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。)
- (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存 勤務期間以内の一定の年数によ る定額法により、翌期から費用処

理することとしております。)

へ. 会計基準変更時差異の処理年数

該当はありません。

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項(平成24年3月31日)

イ.退職給付債務	13,948百万円
口.年金資産	9,508
八.未積立退職給付債務(イ+ロ)	4,440
二.会計基準変更時差異の未処理額	
ホ.未認識数理計算上の差異	2,575
へ.未認識過去勤務債務(債務の増額)	572
ト.貸借対照表計上額純額(ハ+二+ホ+へ)	2,437
チ.前払年金費用	
リ.退職給付引当金(ト - チ)	2,437

3.退職給付費用に関する事項(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

イ.勤務費用	543百万円
口.利息費用	272
八.期待運用収益	186
二.会計基準変更時差異の費用処理額	
ホ.数理計算上の差異の費用処理額	280
へ.過去勤務債務の費用処理額	40
ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+へ)	869
チ. その他(注)	170
計	1,039

⁽注)確定拠出年金への掛金支払額等であります。

4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ.	退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
П.	割引率	1.8%
八.	期待運用収益率	2.5%

コ. 過去勤務債務の額の処理年数 16年(発生時の従業員の平均残存勤 務期間以内の一定の年数による定額 法により、費用処理することとして

おります。)

ホ. 数理計算上の差異の処理年数 (1) 退職一時金に係るもの

1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。)

(2) 退職年金に係るもの

16年(発生時の従業員の平均残存 勤務期間以内の一定の年数によ る定額法により、翌期から費用処 理することとしております。)

へ. 会計基準変更時差異の処理年数

該当はありません。

税効果会計関係

百万円 1,189 1,666 884 569 509 307	賞与引当金 退職給付引当金 所有株式税務簿価通算差異	D主な原因 百万円 1,070 877 776
百万円 1,189 1,666 884 569 509	別の内訳 繰延税金資産 賞与引当金 退職給付引当金 所有株式税務簿価通算差異	百万円 1,070 877
1,189 1,666 884 569 509	繰延税金資産 賞与引当金 退職給付引当金 所有株式税務簿価通算差異	1,070 877
1,189 1,666 884 569 509	賞与引当金 退職給付引当金 所有株式税務簿価通算差異	1,070 877
1,666 884 569 509	退職給付引当金 所有株式税務簿価通算差異	877
884 569 509	所有株式税務簿価通算差異	
569 509		776
509	投資有価証券評価減	110
		501
307		430
507	減価償却超過額	243
197	時効後支払損引当金	176
196	子会社株式売却損	172
206	未払事業税	166
107	未払確定拠出年金掛金	-
48		-
184	その他	148
6,069	繰延税金資産小計	4,564
1,878	評価性引当金	1,650
4,190	繰延税金資産計	2,913
	繰延税金負債	
1,872	有価証券評価差額金	1,511
-	繰延ヘッジ利益	7
1,872	繰延税金負債計	1,518
2,318	繰延税金資産(純額)	1,394
 ₩の負	2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人	、税等の負
3		
11.0%	法定実効税率	41.0%
	(調整)	
0.8%	交際費等永久に損金に算入されない項	0.3%
	目	
	受取配当金等永久に益金に算入され	
3.2%	ない項目	11.3%
0.0%	住民税等均等割	0.0%
5.8%	タックスヘイブン税制	4.2%
0.6%	外国税額控除	0.0%
	税率変更による期末繰延税金資産の	
-	減額修正	2.4%
0.7%	その他	0.3%
33.1%	- 税効果会計適用後の法人税等の負担 変	36.3%
	-	
-	196 206 107 48 184 6,069 1,878 4,190 1,872 2,318 7の負 1.0% 0.8% 0.8% 3.2% 0.0% 5.8% 0.6%	197 時効後支払損引当金 子会社株式売却損 未払事業税 107

野村アセットマネジメント株式会社(E12460)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

3 . 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延 税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図 るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成 23年法律第114号)が平成23年12月2日に公布され、 平成24年4月1日以後開始する事業年度より、法人 税率が30%から25.5%に引き下げられました。また、 「東日本大震災からの復興のための施策を実施する ために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平 成23年法律第117号)が同日に公布され、平成24年4 月1日から平成27年3月31日までの期間(指定期 間)内に開始する事業年度(3年間)は、各課税事 業年度の基準法人税額の10%が復興特別法人税とし て課税されることになりました。これらの改正によ り、繰延税金資産および繰延税金負債を計算する法 定実効税率は平成24年4月1日から平成27年3月31 日までに解消すると見込まれる一時差異等について は38%、平成27年4月1日以降に解消すると見込ま れる一時差異等については36%となっております。 この改正の影響により、繰延税金資産の純額が108百 万円減少し、法人税等調整額は322百万円増加してお ります。

セグメント情報等

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

(追加情報)

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1.関連当事者との取引

(ア)親会社及び法人主要株主等

種類	会社等 の名称又は 氏名	所在地	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
							資金の借入 (*1)	137,500	関係会社 短期	8,000
親会社	野村ホー ルディン グス株式 会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 社 直接 100.0%	資産の賃貸 借等 役員の兼任	資金の返済	140,500	借入金	3,000
	XII						借入金利息 の支払	75	未払費用	3

(イ)子会社等

種類	会社等 の名称又は 氏名	所在地	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	ノア・メスジイト・Pt e ッド・ア・スツリー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー	シンガ ポール 共和国	68,275 (千米ドル)	持株会社	(所有) 直接 100.0%	役員の派遣	増資の引受 (*2)	5,762	-	-
関連 会社	株式会社 野村総合 研究所	東京都 千代田 区	18,600 (百万円)	情報 サービス業	(所有) 直接 21.6%	サービス・製品の購入	自社利用の ソフトウェ ア開発の委 託(*3)	6,794	未払費用	61

(ウ)兄弟会社等

種類	会社等 の名称又は 氏名	所在地	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村諮券	東京都中央区	10,000 (百万円)	1 証券業		当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取扱 扱ならびに係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*4)	31,596	未払手数料	3,835

<u>有価証券届出書(内国投資</u>信託受益証券)

(エ)役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1 . 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
 - (*2) 増資の引受けにつきましては、当社が平成22年12月23日及び12月28日に1株1米ドルで引受けて おります。
 - (*3) ソフトウエア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
 - (*4) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
 - (*5) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は㈱野村総合研究所及び野村土地建物㈱であり、その要約 財務諸表は以下のとおりであります。

(百万円) 野村土地建物㈱ (株)野村総合研究所 流動資産合計 167,970 7,506 76,404 固定資産合計 205,568 流動負債合計 79,436 7,926 固定負債合計 80,690 9,832 純資産合計 213,412 66,152 売上高 312,345 2,546 税引前当期純利益 3,289 36,149 当期純利益 21,100 2,944

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1.関連当事者との取引

(ア)親会社及び法人主要株主等

種類	会社等 の名称又は 氏名	所在地	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
							資金の借入 (*1)	90,500	関係会社 短期	9 500
							資金の返済	90,000	借入金	8,500
親会社	野村ホー ルディン グス株式 会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100.0%	資産の賃貸 借及び購入 等 役員の兼任	借入金利息 の支払	54	未払費用	2
	安江					収臭の旅口	金銭信託の 移管(*2)	9,258	-	-
							株式交換 (*3)	8,267	-	-

(イ)子会社等

種類	会社等 の名称又は 氏名	所在地	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
関連 会社	株式会社 野村総合 研究所	東京都千代田区	18,600 (百万円)	情報 サービス業	(所有) 直接 21.6%	サービス・製品の購入	自社利用の ソフトウェ ア開発の委 託等(*4)	5,887	未払費用	478

(ウ)兄弟会社等

種類	会社等 の名称又は 氏名	所在地	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業		当社投資信託 の募集の取取 及び売出の取 扱ならびに係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*5)	33,134	未払手数料	2,987
親会社の 子会社	野村ファン ド・リサー チ・アンド ・テクノロ ジー株式会 社	東京都中央区	400 (百万円)	投資顧問業		当社投資信託 の運用委託 役員の兼任	投資信託の 運用に係る 投資顧問料 の支払 (*6)	2,126	未払費用	787

(エ)役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
 - (*2) 譲渡代金は、平成24年1月17日における時価評価金額としています。
 - (*3) 当社が保有する野村土地建物株式会社株式と引き換えに野村ホールディングス株式会社株式を取得いたしました。交換は、第三者算定機関の算定による交換比率に基づいております。
 - (*4) ソフトウエア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
 - (*5) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
 - (*6) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は㈱野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(百万円) (株)野村総合研究所 流動資産合計 166,580 固定資産合計 229,654 流動負債合計 72,440 固定負債合計 74,932 純資産合計 248,861 売上高 320,289 税引前当期純利益 62,962 当期純利益 41,340

1株当たり情報

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)			
1 株当たり純資産額 1 株当たり当期純利益	13,765円90銭 1,516円39銭	1 株当たり純資産額 1 株当たり当期純利益	13,828円81銭 1,652円20銭		
潜在株式調整後1株当たり当期純利益に 株式が存在しないため記載しておりませ		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在 株式が存在しないため記載しておりません。			
1 株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 普通株式に係る当期純利益 普通株主に帰属しない金額の主要ない 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数	7,810百万円 7,810百万円 勺訳 5,150,693株	1 株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 普通株式に係る当期純利益 普通株主に帰属しない金額の主要な 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数	8,509百万円 8,509百万円 为訳 5,150,693株		

中間財務諸表

中間貸借対照表

		平成24年 9 月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
,		
現金・預金		215
金銭の信託		46,496
		2,400
短期貸付金		81
未収委託者報酬		7,671
未収収益		4,383
繰延税金資産		827
その他		560
貸倒引当金		6
流動資産計		62,630
固定資産		
有形固定資産	1	1,518
無形固定資産		8,817
ソフトウェア		8,815
その他		1
投資その他の資産		20,246
投資有価証券		4,849
関係会社株式		15,009
繰延税金資産		124
その他		263
固定資産計		30,582
資産合計		93,213

	г	<u> </u>
		平成24年 9 月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
短期借入金		3,000
関係会社短期借入金		4,500
未払収益分配金		4
未払償還金		49
未払手数料		3,323
その他未払金	2	907
未払費用		5,572
未払法人税等		424
賞与引当金		1,346
その他		99
流動負債計		19,228
固定負債		
退職給付引当金		1,636
時効後支払損引当金		492
固定負債計		2,128
負債合計		21,356
(純資産の部)		
株主資本		69,834
資本金		17,180
資本剰余金		11,729
資本準備金		11,729
利益剰余金		40,924
利益準備金		685
その他利益剰余金		40,239
別途積立金		24,606
繰越利益剰余金		15,633
評価・換算差額等		2,022
その他有価証券評価差額金		1,985
繰延ヘッジ損益		36
純資産合計		71,857
負債・純資産合計		93,213

中間損益計算書

个问识 <u>面</u> 们并自	1	白 亚芹24年 4 日 1 □
		自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		35,300
運用受託報酬		8,055
その他営業収益		81
 営業収益計		43,436
営業費用		
支払手数料		18,135
調査費		7,937
その他営業費用		1,967
営業費用計		28,040
一般管理費	1	11,543
営業利益		3,852
営業外収益	2	2,327
営業外費用	3	52
経常利益		6,127
特別利益	4	152
特別損失	5	87
税引前中間純利益		6,192
法人税、住民税及び事業税		963
 法人税等調整額 		825
中間純利益		4,403

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間 (単位:百万円)

	自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日
	主 十成24年 9 月30日
資本金	
当期首残高	17,180
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	17,180
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	11,729
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	11,729
資本剰余金合計	
当期首残高	11,729
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	11,729
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	685
当中間期変動額	
当中間期变動額合計	-
当中間期末残高	685
その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	24,606
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	24,606
繰越利益剰余金	
当期首残高	14,320
当中間期変動額	
剰余金の配当	3,090
中間純利益	4,403
当中間期変動額合計	1,312
当中間期末残高	15,633
利益剰余金合計	
当期首残高	39,611

中間純利益 4, 当中間期変動額合計 1, 当中間期末残高 40, 株主資本合計 40, 株主資本合計 3期首残高 68, 当中間期変動額 剩余金の配当 3, 中間純利益 4, 当中間期変動額合計 1, 当中間期末残高 69, 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 3期首残高 2, 中間期変動額 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) 当中間期変動額合計 当中間期変動額合計 当中間期表残高 1, 繰延ヘッジ損益 3期首残高 1, 繰延ヘッジ損益 3期首残高 1, 線延ヘッジ損益 3期首残高 1, 線延ヘッジ損益 3期首残高 1, 線延ヘッジ損益 3期首残高 3中間期変動額 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	521 090 403 312
中間純利益 4、 当中間期変動額合計 1、 当中間期末残高 40、 株主資本合計 40、 株主資本合計 3期首残高 68、 当中間期変動額 剰余金の配当 3、 中間純利益 4、 当中間期変動額合計 1、 当中間期末残高 69、 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 当期首残高 2、 当申間期変動額 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) 当中間期変動額合計 当中間期変動額合計 当中間期表残高 1、 無延ヘッジ損益 当期首残高 当中間期変動額 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	312 324 521 521 5334 693 708
当中間期変動額合計 1, 当中間期末残高 40, 株主資本合計 68, 当中間期変動額 3, 中間純利益 4, 当中間期変動額合計 1, 当中間期末残高 69, 評価・換算差額等 2, その他有価証券評価差額金 3 当期首残高 2, 当中間期変動額 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) 当期首残高 1, 線延へッジ損益 3 当期首残高 1, 場近へッジ損益 3 当期首残高 1, 場近へッジ損益 3 当期首残高 4 中間期変動額 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	312 324 521 521 3312 3334 693
当中間期末残高 40, 株主資本合計 3 当中間期変動額 3, 東市間期変動額合計 4, 当中間期変動額合計 1, 当中間期末残高 69, 評価・換算差額等 2, その他有価証券評価差額金 当期首残高 当中間期変動額 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) 当中間期変動額合計 1, 場延へッジ損益 当期首残高 当中間期変動額 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	924 990 903 912 9334 993 993
株主資本合計 当期首残高 68, 当中間期変動額 剰余金の配当 3, 中間純利益 4, 当中間期変動額合計 1, 当中間期表動額合計 2, 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 当期首残高 2, 中間期変動額 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) 当中間期変動額合計 当中間期変動額合計 当中間期変動額合計 当中間期表残高 1, 繰延ヘッジ損益 当期首残高 1,	521 521 521 533 593 593 708
当期首残高 68, 当中間期変動額 3, 中間純利益 4, 当中間期変動額合計 1, 当中間期末残高 69, 評価・換算差額等 2, その他有価証券評価差額金 当期首残高 当中間期変動額 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) 当中間期表残高 1, 場延へッジ損益 当期首残高 当中間期変動額 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	090 403 312 334 693
当中間期変動額 3, 中間純利益 4, 当中間期変動額合計 1, 当中間期未残高 69, 評価・換算差額等 2, その他有価証券評価差額金 3, 当中間期変動額 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) 当中間期変動額合計 1, 場延へッジ損益 3, 当中間期変動額 4, 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) 1, 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) 1,	090 403 312 334 693
中間純利益 4, 当中間期変動額合計 1, 当中間期末残高 69, 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 当期首残高 2, 当中間期変動額 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) 当中間期変動額合計 当中間期末残高 1, 繰延ヘッジ損益 当期首残高 当中間期変動額 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	334 393 393 393
当中間期変動額合計 1, 当中間期末残高 69, 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 当期首残高 2, 当中間期変動額 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) 当中間期変動額合計 当中間期末残高 1, 繰延ヘッジ損益 当期首残高 当中間期変動額 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	312 334 693 708
当中間期末残高 69, 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 当期首残高 2, 当中間期変動額 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) 当中間期変動額合計 当中間期末残高 1, 繰延ヘッジ損益 当期首残高 当中間期変動額 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	334 693 708 708
評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 当期首残高 2, 当中間期変動額 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) 当中間期変動額合計 当中間期末残高 1, 繰延ヘッジ損益 当期首残高 当中間期変動額 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	708 708
その他有価証券評価差額金 当期首残高 2, 当中間期変動額 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) 当中間期変動額合計 当中間期末残高 1, 繰延ヘッジ損益 当期首残高 当中間期変動額 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	708
当期首残高 2, 当中間期変動額 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) 当中間期変動額合計 当中間期末残高 1, 繰延ヘッジ損益 当期首残高 当中間期変動額 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	708
当中間期変動額 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) 当中間期変動額合計 当中間期未残高 1, 繰延ヘッジ損益 当期首残高 当中間期変動額 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	708
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) 当中間期変動額合計 当中間期末残高 1, 繰延ヘッジ損益 当期首残高 当中間期変動額 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	708
当中間期変動額合計 当中間期末残高 1, 編延ヘッジ損益 当期首残高 当中間期変動額 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	708
当中間期末残高 1, 繰延ヘッジ損益 当期首残高 当中間期変動額 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	
繰延ヘッジ損益 当期首残高 当中間期変動額 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	985
当期首残高 当中間期変動額 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	
当中間期変動額 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) 	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	12
ᆠᅟᆸᄪᅲᇒᇷᅘᄼᅼ	24
当中間期変動額合計	24
当中間期末残高	36
評価・換算差額等合計	
当期首残高 2,	705
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	883
当中間期変動額合計	883
当中間期未残高 2,)22
—————————————————————————————————————	
当期首残高 71,	227
当中間期変動額	
剰余金の配当 3,	90
中間純利益 4,	103
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	883
当中間期変動額合計	529
当中間期末残高 71,	

[重要な会計方針]

1 有価証券の評価基準及び評価 方法 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法 その他有価証券

時価のあるもの…中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)

時価のないもの...移動平均法による原価法

2 デリバティブ取引等の評価基 準及び評価方法 時価法

3 金銭の信託の評価基準及び評 価方法 時価法

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産及び投資その他の資産

定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額 法によっております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております.

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。

退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務債務 は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年 数による定額法により、発生した事業年度から費用処理する こととしております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6 リース取引の処理方法

リース取引開始日が平成20年4月1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7 ヘッジ会計の方法	 (1) ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法によっております。 また、為替予約が付されている外貨建金銭債権については、振当処理を行っております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段・為替予約 ヘッジ対象・投資有価証券、短期貸付金 (3) ヘッジ方針 投資有価証券及び短期貸付金に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。
8 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によってお ります。
9 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

[注記事項]

中間貸借対照表関係

平成24年9月30日現在

1 有形固定資産の減価償却累計額

2,992百万円

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

中間損益計算書関係

	自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日						
1							
	有形固定資産	218百万円					
	無形固定資産	1,869百万円					
	長期前払費用	4百万円					
2	営業外収益のうち主要なもの						
_	受取配当金	1,872百万円					
	金銭の信託運用益	207百万円					
3	営業外費用のうち主要なもの						
	支払利息	36百万円					
4	特別利益の内訳						
	投資有価証券等売却益	59百万円					
	株式報酬受入益	85百万円					
	固定資産売却益	7百万円					
5	特別損失の内訳						
	投資有価証券売却損	60百万円					
	投資有価証券等評価損	9百万円					
	固定資産除却損	17百万円					
1							

中間株主資本等変動計算書関係

自	平成24年4月1日
至	平成24年9月30日

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	5,150,693株	•	-	5,150,693株

2 配当に関する事項

配当金支払額

平成24年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(1)配当金の総額 (2)1株当たり配当額 3,090百万円 600円

(3)基準日

平成24年3月31日

(4) 効力発生日

平成24年6月1日

リース取引関係

自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日

- 1 ファイナンス・リース取引
- (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)

該当事項はありません。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理 によっているもの)

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額 有形固定資産(器具備品)

取得価額相当額	94百万円
減価償却累計額相当額	88
	<u></u>

未経過リース料中間期末残高相当額

1 年内	6百万円
1 年超	<u>-</u>
 合計	6

支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	16百万円
減価償却費相当額	15
支払利息相当額	0

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分 方法については利息法によっております。

2 オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1 年内	16百万円
1 年超	20
 合計	36

金融商品関係

当中間会計期間(自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	215	215	-
(2)金銭の信託	46,496	46,496	-
(3)短期貸付金	81	81	-
(4)未収委託者報酬	7,671	7,671	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	6,431	6,431	ı
(6)関係会社株式	3,064	69,809	66,745
資産計	63,960	130,705	66,745
(7)短期借入金	3,000	3,000	-
(8)関係会社短期借入金	4,500	4,500	-
(9)未払金	4,285	4,285	-
未払収益分配金	4	4	-
未払償還金	49	49	-
未払手数料	3,323	3,323	-
その他未払金	907	907	1
(10)未払費用	5,572	5,572	ı
(11)未払法人税等	424	424	ı
負債計	17,782	17,782	-
(12)デリバティブ取引(*)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	1	-
ヘッジ会計が適用されているもの	0	0	-
デリバティブ取引計	0	0	-

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1:金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(3)短期貸付金、(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。ただし、短期貸付金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債権とみて 当該帳簿価額を以って時価としております。「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

- (7) 短期借入金、(8) 関係会社短期借入金、(9) 未払金、(10) 未払費用、(11) 未払法人税等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっ ております。
- (12) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2: 非上場株式等(中間貸借対照表計上額:投資有価証券817百万円、関係会社株式11,945百万円) は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが 極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

当中間会計期間末 (平成24年9月30日)

- 1.満期保有目的の債券(平成24年9月30日) 該当事項はありません。
- 2 . 子会社株式及び関連会社株式(平成24年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	69,809	66,745
合計	3,064	69,809	66,745

3. その他有価証券(平成24年9月30日)

区分	中間貸借対照表 取得原価計上額		差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
中間貸借対照表計上額			
が取得原価を超えるも			
0			
株式	3,495	282	3,212
投資信託	-	-	-
小計	3,495	282	3,212
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの			
株式	-	-	-
投資信託(1)	536	646	109
譲渡性預金	2,400	2,400	-
小計	2,936	3,046	109
合計	6,431	3,328	3,102

(1) 当中間会計期間において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は36百万円(税効果会計適用後)であり、中間貸借対照表に計上しております。

デリバティブ取引関係

当中間会計期間(自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)

- 1.ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 該当事項はありません。
- 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1)通貨関連

(単位:百万円)

				契約額等		
ヘッジ会計の	デリバティブ	主なヘッジ	契約額	の	時価	当該時価の算定方法
方法	取引の種類等	対象	等	うち1年	中子川川	当該时間の昇足刀/云
				超		
原則的処理方法	為替予約取引	投資信託	534		0	先物為替相場によっ
	一句百 [/於]40.51	投其后式	554	1	0	ている
為替予約等の振当処理	為替予約取引	短期貸付金	81	-	(*1) -	-
	合 計		616	-	(*1) 0	-

(*1) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている短期貸付金と一体として処理されるため、その時価は当該短期貸付金の時価に含めて記載しております。

セグメント情報等

当中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

1株当たり情報

自 平成24年4月1日 至 平成24年 9 月30日

1株当たり純資産額 13,950円94銭

1株当たり中間純利益 854円88銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式 がないため、記載しておりません。

2.1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益

4,403百万円 普通株主に帰属しない金額

普通株式に係る中間純利益 4,403百万円 期中平均株式数 5,150千株

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる 行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
		銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営
		法)に基づき信託業務を営んでいます。

^{*}平成24年11月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
 藍澤證券株式会社	8,000百万円	
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	
株式会社SBI証券	47,937百万円	
水戸証券株式会社	12,272百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
香川証券株式会社	555百万円	品取引業を営んでいます。
大熊本証券株式会社	343百万円	
マネックス証券株式会社	7,425百万円	
新潟証券株式会社	600百万円	
むさし証券株式会社	5,000百万円	
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	
株式会社足利銀行	135,000百万円	
株式会社岩手銀行	12,089百万円	 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社滋賀銀行	33,076百万円	敢1] 太に埜 ノさ 敢1] 未を旨ん ていまり。
株式会社みなと銀行	27,484百万円	
株式会社広島銀行	54,573百万円	

^{*}平成24年11月末現在

2 【関係業務の概要】

(1) 受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する 外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

- 3 【資本関係】(持株比率5.0%以上を記載します。)
 - (1) 受託者 該当事項はありません。
 - (2) 販売会社 該当事項はありません。

第3 【その他】

- (1)目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。
- (2)目論見書の巻末に約款を掲載する場合があります。
- (3)届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
- (6)目論見書の表紙裏等にインターネットホームページに加え、他のインターネットのアドレス(当該アドレスをコード化した図形等も含む)も掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載する場合があります。
- (7)目論見書に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。
- (8)目論見書に投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載する場合があります。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月29日

野村アセットマネジメント株式会社 取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 内田満雄業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 亀井 純子

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第53期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

次へ

独立監査人の中間監査報告書

平成24年11月22日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 内田満雄

指定有限責任社員 公認会計士 亀井 純子 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第54期事業年度の中間会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

⁽注) 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成24年12月19日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士

内田満雄

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

森重俊寬

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村インド債券ファンド(毎月分配型)の平成24年5月15日から平成24年11月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村インド債券ファンド(毎月分配型)の平成24年11月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

次へ